

# 伊奈町文教民生常任委員会

令和2年3月5日（木曜日）

埼玉県伊奈町議会

1. 招集年月日

令和2年3月5日(木)

2. 場所

全員協議会室

3. 開会・閉会等時刻

◎開会 午前09時00分

・休憩 午前09時04分

・再開 午前09時05分

・休憩 午前09時08分

・再開 午前09時08分

・休憩 午前09時40分

・再開 午前09時41分

・休憩 午前09時42分

・再開 午前09時43分

◎閉会 午前09時44分

4. 出席委員名

委員長 藤原義春

副委員長 五味雅美

委員 高橋まゆみ、山野智彦、大野興一、上野克也、永末厚二、山本重幸

議長 村山正弘

5. 欠席委員氏名

委員 な し

6. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

事務局長 嘉無木栄 局長補佐 小坂真由美

7. 説明のため出席した者の職・氏名

町長 大島 清

副町長 大熊 聡

教育長 高瀬 浩

企画総務統括監 藤倉修一、くらし産業統括監 藤村伸一、健康福祉統括監 小島健司、都市建設統括監 石村典也、会計管理者 辻本一也、教育次長 中村知義、

企画課長 石田勝夫、総務課長 増田喜一、住民課長 本多史訓、福祉課長 松田正、子育て支援課長 瀬尾奈津子、子育て支援課主幹 齋藤正道、保険医療課長 小林美雪、保険医療課主幹 影山歩、教育総務課長 渡邊研一、学校教育課長 水落美佳子、学校給食センター所長 森田慎一、生涯学習課長 秋元和彦

開会 午前 9時00分

○藤原義春委員長 おはようございます。

ただいまから文教民生常任委員会を開会します。

本日、町民の方から本委員会を傍聴したいとの申出は、今のところありません。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、申出があった場合は許可しないこととしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 異議なしと認め、申出があった場合は許可しないことといたします。

審査に入る前に、大島町長からご挨拶を頂きたいと思います。

○大島 清町長 改めまして、おはようございます。

今日は、文教民生常任委員会ということで、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。議案の審議のほう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

心配しておりました例の新型コロナウイルスの関係で、児童クラブの関係ですけれども、現在、受付の利用者数が443人であります。日々、若干前後するということがあるようでございます。若干もしかしたらもう少し増えていくかなというそういう感じですがけれども……

〔「小学校ですか」「小学校、児童クラブね」「そうですか」と言う人あり〕

○大島 清町長 小学校の数、いわゆる朝から登校しているということで、いいんですね。そうですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○大島 清町長 443人ということだそうでございます。

児童クラブも推移しているということでございます。埼玉県の方は、報道によると、それほど新型コロナウイルスの関係は数が出ていないということでありますけれども、もう少し様子を見ながらと思っております。

今日は、ご審議を頂きまして、承認いただきますように、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。まして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○藤原義春委員長 ありがとうございます。

当委員会に付託された案件は、議案13件です。これらの議案を一括議題とします。

なお、本会議における提案説明並びに自宅での審査期間もありましたので、直ちに質疑に入ります。

初めに、第5号議案 令和元年度伊奈町一般会計補正予算（第9号）の所管事項について質疑を行います。

第2款総務費、第3項戸籍住民基本台帳費、15ページについて、質疑のある委員は举手願います。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、次に移ります。

第3款民生費、16ページから17ページまでについて、質疑のある委員は举手願います。

ただし、16ページの第3目総合センター管理費は除きます。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、次に移ります。

第9款教育費、19ページから20ページまでについて、質疑のある委員は举手願います。

永末委員。

○永末厚二委員 19ページの、教育費の事務局費ですけれども、ICTの教育環境整備が委託料になっているんですけれども、この設備、LANの設備は委託費ということは、設備そのものが、リースだとかになっているのでしょうか。財産的なものが学校にないということなんでしょうか、それをお聞かせください。

○藤原義春委員長 教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらのICTの整備事業については、今回、校内LAN整備のWi-Fiを考えておりまして、そちらの配線の設置に関することとか、ネットワークの構築とか、パソコンを充電する設備の設置を考えておりまして、そちらの委託ということで考えております。

○藤原義春委員長 永末委員、よろしいですか。

永末委員。

○永末厚二委員 工事費じゃなくて委託費になるということは、要するにどういうことなんですかね。そういう工事をするということは間違いはないと思うんですけれども、その工事の費用が丸ごと委託をしていると、こういうことですか。

○藤原義春委員長 教育総務課長。

〔「暫時休憩」と言う人あり〕

○藤原義春委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 9時08分

再開 午前 9時08分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議に入ります。

教育総務課長。

○渡邊研一教育総務課長 今回、委託ですけれども、一括して全部発注するというので、その辺については、内部、それから近隣等も調整しまして、調整が全部取れております。

○永末厚二委員 はい、了解。

○藤原義春委員長 永末委員、よろしいですね。

ほかにありませんか。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 お願いします。

その下の、教育指導事務費の夜間中学校負担金について伺いたいんですが、伊奈町から夜間中学を利用されている方がいらっしゃるのか、どれだけいらっしゃるのか。あと、どこの夜間中学校に対するどういう負担なのかについて伺いたいと思います。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

伊奈町から、平成31年4月から、1名の方が夜間中学校に通われております。こちらにつきましては、埼玉県内で川口市が夜間中学校を平成31年4月から新たに設置をしたということで、伊奈町から1人ご希望されて、1年間通われていらっしゃいます。

以上でございます。

○藤原義春委員長 五味副委員長。

○五味雅美副委員長 ありがとうございます。1人利用される方がいるので、その分を負担するという内容ですね、分かりました。ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

大野委員。

○大野興一委員 同じ内容なんですけれども、この通っているお子さんですか、それとも大人

ですか。

○藤原義春委員長 学校教育課長。

○水落美佳子学校教育課長 ただいまの質問にお答えさせていただきます。

個人的な情報になりますので、こちらでは差し控えをさせていただければと思っております。失礼いたします。

○藤原義春委員長 大野委員、よろしいですか。

○大野興一委員 はい。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

永末委員。

○永末厚二委員 20ページの保健体育施設費ですけれども、減額をされているんですけれども、要するにこの該当施設は何ですか。テニスコートですか、これ該当施設が分からないので教えてくださいいただけますか。

○藤原義春委員長 生涯学習課長。

○秋元和彦生涯学習課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

こちらは、丸山スポーツ広場の土地の購入費、また、それに併せまして多目的広場を整備する工事費になります。

以上です。

○藤原義春委員長 永末委員。

○永末厚二委員 理解していなかったんですが、あそこの丸山スポーツ広場は、一部借地があったという理解でしょうか。

○藤原義春委員長 生涯学習課長。

○秋元和彦生涯学習課長 ただいまのご質問についてお答えいたします。

委員ご指摘のとおり、借地の部分を今年度、一部購入しました。

○永末厚二委員 了解です。

○藤原義春委員長 よろしいですね。

ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

所管事項に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第5号議案 令和元年度伊奈町一般会計補正予算（第9号）のうち所管事項について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第5号議案のうち所管事項について原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第6号議案 令和元年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

五味副委員長。

○五味雅美副委員長 7ページの、生活習慣病重症化予防対策費が490万減額になっているんですけども、この内容を教えてくださいか。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○小林美雪保険医療課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

この減額につきましては、生活習慣病重症化予防対策等の負担金の減額によるもので、当初予定していました見込みより少なかった、参加者の方が少なかったということで減額になりました。

○藤原義春委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第6号議案 令和元年度伊奈町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第6号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第8号議案 令和元年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第8号議案 令和元年度伊奈町介護保険特別会計補正予算（第4号）について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第8号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第9号議案 令和元年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、質疑のある委員は挙手願います。

大野委員。

○大野興一委員 ご質問します。

補正で2,154万円増額しておりますが、その増額した理由についてお聞きしたいと思えます。

○藤原義春委員長 保険医療課長。

○小林美雪保険医療課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、後期高齢者医療保険料と令和元年度の保険基盤安定繰入金の確定がなされまして、そのための増額になります。

上の歳入の6ページもご覧いただければよろしいかと思うんですけども、こちらの特別徴収保険料、普通徴収保険料、それともう一つ、繰入金ということで保険料の軽減措置されております。後期高齢の方が、令和元年度当初の見込みよりも人数が増えまして、それにより保険料と軽減分の基盤安定の補助がなされるために、今回増額となりました。

○大野興一委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 発言される方は、マスクをしておりますので、できるだけはっきりと分かりやすく大きい声でお願いいたします。

ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第9号議案 令和元年度伊奈町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第9号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第18号議案 伊奈町印鑑条例の一部を改正する条例について、質疑のある委員は挙手を願います。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

この条例の中で、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるというところですが、これは国の法律の改正で、全体的に「成年被後見人」とあるところを全部置き換えているという中の、それが一つのこの印鑑条例だと思うんですが、素朴な確認として、この「意思能力を有しない者」となったときという、その判断を誰がするのかということについて、ご説明をお願いできればと思います。

○藤原義春委員長 住民課長。

○本多史訓住民課長 ただいまの質問にお答え申し上げます。

意思能力の判断を有しない者になったときというものの判断につきましては、開始の後見審判を受けた時、成年被後見人になるわけですが、精神上の問題ですとか、そういったことで意思能力がないような状況にある場合においては、家族等の者が家庭裁判所のほうに後見開始の申し立てをして、それで、家庭裁判所の調査官の調査結果ですとか、医師の診断書に基づいて、事理弁識能力を欠く状況にあるので、後見開始が必要であるという審判を下します。

その審判を受けまして、それが法務局で登記された後に、町に後見開始になりましたよという通知が来ますので、その時点で、町としては、この方は後見開始の審判を受けたということで意思能力を有しないものとなったと判断いたします。

以上でございます。

○藤原義春委員長 山野委員。

○山野智彦委員 そうすると今の説明だと、成年後見の審判を受けたときということになってしまうと思うんですが、巡り巡ってそうだという説明でございますかね……という確認です。

○藤原義春委員長 住民課長。

○本多史訓住民課長 委員おっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○山野智彦委員 分かりました。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第18号議案 伊奈町印鑑条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第18号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第21号議案 伊奈町立小・中学校通学区域審議会条例について、質疑のある委員は挙手願います。

永末委員。

○永末厚二委員 これから始まる条例、幾つかありますけれども、全体を通して、会計年度任用職員ですか、法の改正があってこれをやると思うんですけれども。国の要求は、できるだけ特別職を減らしたほうがいいんじゃないかというようなニュアンスもあるような気がするんですけれども。

そういう改正の整理の中で、伊奈町として、全体としてそういう整理がどれくらいできたのか。ここに恐らく出ているのは、やむを得ないということなんでしょうけれども。それで、この条例をつくっていると思うんですけれども。

そういう観点から、このところで質問するのが妥当かどうか分かりませんが、この条例そのものじゃなくて、一連の条例について、見解があれば伺いたいのですけれども。

○藤原義春委員長 総務課長。

○増田喜一総務課長 ただいまのご質問にお答え申し上げます。

委員ご指摘のとおり、今回、地方公務員法が改正されまして、特別職につきまして厳格化されました。ご指摘のとおり、国が想定していないようなものが、地方公共団体において非常勤特別職に位置づけられているという例がありまして、一部是正という意味も入っていると受け止めております。

例えば事務補助の職員であったり、公的施設の館長であったり、そういう労働性があるものは特別職ではなく、この4月からは、会計年度任用職員に移行するということもございます。

また、伊奈町といたしましては、伊奈町特別職の職員で非常勤の者等の報酬及び費用弁償に関する条例におきまして、82の委員会等を設置しておりました。また、その他の特別職職員の範囲を定める規則というところで、こちらの規則でも委員等を定めておりました。

今回、国の法改正を受けまして、町も見直しをいたしまして、例えば全員協議会の資料で説明しましたけれども、選挙管理委員会の委員とか、情報公開委員とか、そういう諮問機関であれば問題ないものと、今回、見直したものを精査しまして、116の委員会等が68の委員会等になるというところがございます、例えば区長など特別職から外れるもの、新たに今回条例を上げさせていただきましてけれども、各所管課で整理をして、特別職として位置づけたいものというところで整理させていただきまして、新規に7件の委員会等の条例を上程させていただいているものでございます。

以上でございます。

○永末厚二委員 了解。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第21号議案 伊奈町立小・中学校通学区域審議会条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第21号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第22号議案 伊奈町地域福祉計画策定委員会条例について、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第22号議案 伊奈町地域福祉計画策定委員会条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第22号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案 伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第23号議案 伊奈町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第23号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案 伊奈町老人ホーム入所判定委員会条例について、質疑のある委員は挙手願います。

山野委員。

○山野智彦委員 お願いします。

この判定委員会そのものについて、お伺いしたいんですけども、所掌事務のところに、町長の諮問に応じという開催の要件みたいなものが書かれているんですが、実際にはどういう案件をこの会議に諮るのか。あと、今年度でいいんですけども、年間で何件ぐらいその会議が開かれているのかを教えてくださいと思います。

○藤原義春委員長 福祉課長。

○松田 正福祉課長 ただいまの山野委員のご質問にお答え申し上げます。

まず、老人ホーム入所判定委員会でございますが、こちらには、介護保険法が平成12年に施行されまして、それより前、平成11年度までは、例えば特別養護老人ホームに入所する場合には、町による措置という形で対応をしていたところでございますが、平成12年度以降は、入所者と施設との契約という形に変更になりました。

今回の条例は、委員おっしゃるとおり、町長の諮問機関として明確にしたもので、例えば特別養護老人ホームの入所に当たって、やむを得ない理由があつて、契約をすることができないといった場合に、この入所判定委員会を開いて審査していただくというものでございます。

そのやむを得ない理由と申しますのは、例えば単身高齢者でご自身が、契約の手続を身体的な理由によりすることができないとか、あるいは高齢者が虐待を受けていて緊急に措置をする必要があるといった場合に、判定委員会を開いて、入所の要否について町長に答申していただくというものでございます。

2点目のご質問の、今年度の実施状況はというところでございますが、平成12年度の介護保険法の施行以来、当町でこの判定委員会が開かれた例はないということでございます。

以上でございます。

○山野智彦委員 ありがとうございます。

○藤原義春委員長 ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決をします。

第24号議案 伊奈町老人ホーム入所判定委員会条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第24号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案 伊奈町障害者計画等策定審議会条例について、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第25号議案 伊奈町障害者計画等策定審議会条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第25号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案 伊奈町介護保険事業計画等審議会条例について、質疑のある委員は挙

手願います。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第26号議案 伊奈町介護保険事業計画等審議会条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第26号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案 伊奈町地域包括支援センター運営協議会条例について、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第27号議案 伊奈町地域包括支援センター運営協議会条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第27号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案 伊奈町地域密着型サービス運営委員会条例について、質疑のある委員は挙手願います。

ありませんか。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 ありませんので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本案に対する反対意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 次に、賛成意見の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○藤原義春委員長 発言がありませんので、討論を終わります。

これより採決します。

第28号議案 伊奈町地域密着型サービス運営委員会条例について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○藤原義春委員長 起立全員です。

よって、第28号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教民生常任委員会に付託された議案の審査は全て終了しました。

ここで執行部の退席をお願いいたします。

ご苦勞さまでした。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時41分

○藤原義春委員長 休憩を解いて会議を再開します。

次に、協議事項、その他に移ります。

局長。

○嘉無木 栄議会議務局長 私から、1点お願いをさせていただきたいと思います。

新型コロナウイルス感染症の蔓延防止に当たりまして、現在、議会については予定どおり進めるということですが、今後、皆様方とか、あるいはご家族の方に発熱とか体調不良がある場合には、極力出席をご遠慮いただきたく申し上げます。

家族とか体調不良があれば、無理して議会に出席しないようにやっていただくと蔓延防止につながると思いますので、その辺のところをよろしくお願ひしたいと考えております。

以上でございます。

○藤原義春委員長 特に今のことで質疑等がありますか。

[発言する人なし]

○藤原義春委員長 それでは、暫時休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時43分

○藤原義春委員長 それでは、休憩前を解いて会議を再開します。

閉会の前に、副委員長よりご挨拶をお願いします。

○五味雅美副委員長 予定変更で、町内視察できませんでしたが、一応、常任委員会が終わりました。

今、話がありましたけれども、皆さん体調に気をつけていただいて、この時期、私なんかも花粉症があるもので、くしゃみしたりせき込んだりするんですが、ちょっと紛らわしくて……こともあるかと思いますが、異常にちょっと体調悪いとか、熱が出たとかという場合には、十分注意していただきたいと思います。

○藤原義春委員長 これをもって閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前 9時44分